

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3045号)

令和6年1月11日

横情審答申第3045号

令和6年1月11日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長職務代理者 金子正史

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年6月28日財契二第529号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和2年度及び令和3年度 資格取得・就労支援事業業務委託について
て財政局契約第二課が公表の遅れについて指導した内容がわかる文書」の
非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和2年度及び令和3年度 資格取得・就労支援事業業務委託について財政局契約第二課が公表の遅れについて指導した内容がわかる文書」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「令和2年度及び令和3年度 資格取得・就労支援事業業務委託について財政局契約第二課が公表の遅れについて指導した内容がわかる文書」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年5月24日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため、旧条例第10条第2項により非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 財政局契約部契約第二課（以下「契約第二課」という。）では、本市の入札や契約の制度等に関して、一般市民や事業者から様々な問合せを日常的に受けており、電話や窓口での対応で完結することがほとんどであるため、問合せ1件ごとにメモを含めて記録を残してはいない。
- (2) 本件請求の内容に係る健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課（以下「担当課」という。）への対応（以下「本件対応」という。）についても、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱（平成8年4月1日制定。以下「要綱」という。）に定めのある手続であり、横浜市ウェブサイト上で「今後掲載予定」としたまま更新していないことを担当課に電話で伝えて注意喚起したもので、改めて決裁を経る必要がない事案であり、その後入札結果を公表したことが確認できたため、対応が完結できたものと認識している。

- (3) したがって、本件対応についてもメモを含めた記録を残しておらず、本件審査請求文書は保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 本件審査請求文書は、一般市民からの通報を契機に実施機関が受動的に行った行為に係わる文書である。通報内容及び事実確認のために記録した媒体があると考えるのが当然であり、また、命令という強制力はないが、指示、指導、勧告その他名称の如何を問わず、他の部局へ注意喚起をするには、例え口頭によるにしても、起案、決裁を経た文書があると考えのが通常である。加えて注意喚起を行った日時、職員、その後の経過なども、是正されたか否かも含め記録するのが通常である。なお、決裁等を経ない個人的なメモ等が行政文書に該当する場合もあり得ることは、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1350号等にて指摘されているとおりである。
- (3) 実施機関は、本件審査請求文書の範囲を狭く解している。「注意喚起の内容について記録された」文書にとどまらず、注意喚起に至る過程として、一般市民や事業者から様々な問合せを日常的に受け対応しているのであれば、電話及び窓口での対応の際、縷々たる内容を整理・要約するのが通常であるし、日常的な問合せに対応する中で、個々の事実対応がその都度完結していても、その過程でメモや電磁的記録が存在するのが相当である。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 物品・委託等に係る一般競争入札及び指名競争入札の取扱いについて

横浜市では、発注する物品・委託等に係る一般競争入札及び指名競争入札の取扱いについては、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）、横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則（平成7年12月横浜市規則第1

36号)、要綱等により定めている。入札結果については、要綱第66条に基づき、件名、入札日、入札方式、落札者名、落札金額、入札者名、入札者の各回の入札金額等を、落札者及び落札金額の決定後速やかに公表又は求めに応じて提示するものとしている。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、発注・契約担当部署として担当課が入札を行った「資格取得・就労支援事業業務委託」の入札結果を速やかに公表すべき旨を、契約第二課が口頭で注意喚起した内容について記録された文書と考えられる。

(4) 本件審査請求文書の不存在

ア 本件審査請求文書の不存在について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 契約第二課においては、一般市民や事業者から様々な問合せを日常的に電話で受け、昼休憩の時間は当番制で、それ以外の時間は電話をとった職員が対応するが、問合せ対応等に当たりメモ、記録等を作成する旨の規定はなく、通話内容も録音していない。ただし、組織的な判断を要する案件で、電話や窓口の対応で直ちには完結しないもの等は、必要に応じて経過メモや対応記録を作成し、課内で共有する。例えば、入札参加事業者から入札結果に疑義がある旨の問い合わせがあった場合は、設計書の内容等を発注課に確認し、入札結果について有効無効を組織的に判断することがある。

そのほかに、契約第二課では、談合情報の通報等に関する「談合110番」、不適切な経理処理の相談に関する「物品・委託等の不適切な経理処理の相談窓口」を設けており、必要に応じて寄せられた通報を記録し、対応している。

(イ) 当該契約については、「入札結果の公表がなされていないのではないか。」との問合せがあり、契約第二課がすぐにウェブサイトで状況を確認して担当課に電話で連絡したところ、速やかに公表がなされ、対応が直ちに完結した事案である。問合せは匿名であったため連絡先等の記録もなく、全庁的な注意喚起が必要な事案でもないため、特段の文書は残っていない。

(ウ) また、発注部署である担当課への注意喚起について、電子メールなど電話以外でのやり取りは行っておらず、通話内容は録音していない。

(エ) さらに、担当課においても、上記注意喚起を受けて文書を作成した事実はない。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

なお、旧条例第30条において、情報提供施策及び情報公表施策の拡充に努めるように規定されていることから、上記入札結果のように公表すべき事項は、失念することなく適時に公表することが期待される。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年6月28日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年8月12日	・審査請求人から意見書を受理
令和3年9月3日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和5年10月5日 (第24回第四部会)	・審議
令和5年11月2日 (第25回第四部会)	・審議
令和5年12月7日 (第26回第四部会)	・審議